

2024 (R6) 年4月15日 (月)

山口県弁護士会所属 登録番号37149

ひよりやまNo.30

弁護士 前田将志

山口県下関市丸山町三丁目2番1号 吉岡ビル2B TEL 083-242-5894 FAX 083-242-5895

みなさん、こんにちは。当事務所マスコットキャラクターの ARAKKUMA です。久しぶりに登場したのは、この「ひよりやま」がめでたく 30 号を迎えたからです。他愛ない記事ばかりで恐縮でしたが、みなさまの応援のおかげでこつこつ書き続けられてきました。毎回律儀にコメントしてくださる方をはじめ、「読んでよ」と声をかけて励ましてくださる皆様に心から感謝しております。また、今年9月には事務所開設16周年を迎えます。温かく見守り、応援してくださったことに重ねてお礼を申し上げます。



・・・ということで、これまでの30号を振り返ってクイズを作ってみました。全3問正解の方の中から5人に「ほんのささやかな記念品」を用意しています。はがき、またはファクスにて〔答え・郵便番号・ご住所・お名前〕をお送りください。2024 / 5 / 2 (木) 締め切り (必着)、正解者が5人を越えた場合は抽選とさせていただきます。また当選者の発表は記念品の発送をもって代えさせていただきますのでご了承ください。なおこの「ひよりやま」は約130人の皆様にお送りしています。

問題 ① 「ひよりやま」第1号は2016年の何月に発行されたでしょう。

問題 ② ARAKKUMA が初登場したのは「ひよりやま」第何号でしょう。

問題 ③ 「ひよりやま」第24号で紹介したオペラ「カルメン」の作曲者はだれでしょう？
(ヒント：当事務所HPに「ひよりやま」のバックナンバーを掲載しています)

「共同親権」の導入へ

～ 法制審議会が法務大臣に答申～

当事務所にも離婚後の子どもの親権についてご相談がありますが、2月15日、法制審議会は小泉法務大臣に「共同親権」の導入が含まれた民法改正の要綱を

答申しました。これをうけて、政府は3月8日に閣議決定し、国会に改正案を提出しました。

報道によると骨子は以下のとおりです。

- 「子どもにとって最善の利益となる」ことを大前提とする。
- 現在の「単独親権」に加えて、離婚後も父と母の双方に親権を認める「共同親権」を導入する。
- 共同親権にするか単独親権にするかは、父母の協議によってを決める。
- 父母が合意できない場合は、家庭裁判所が親同士・親子関係を考慮して親権者を定める。
- 裁判所はDVや虐待を認めた場合は、単独親権とする。

DVの被害者からは「裁判所は適切に判断してくれるのだろうか」との懸念も示されているということです。山口新聞には「重責家裁は人手不足」という記事もありました。

ところで「親権」は民法の第4章 親権 (第818条-第837条) に定められており、その内容は一口では説明できません。法務省のHPを見ると「子どもの利益のために、監護・教育を行ったり、子の財産を管理したりする権限であり義務であるといわれています。親権は子どもの利益のために行使することとされています」とありました。

